平成２６年５月８日

各　　位

会 社 名　　ア　マ　ノ　株　式　会　社
代表者名　　代表取締役社長　中 島　　泉
（コード番号　６４３６　東証第一部）
問合せ先　　取締役常務執行役員
経営企画本部長　上 野　　亨
（TEL．０４５－４３９－１５９１）

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入することを決議し、同年 6 月 27 日開催の当社第 92 回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。また、平成 23 年 6 月 29 日開催の当社第 95 回定時株主総会において、内容の一部を改定し（以下「本プラン」といいます。）、その継続についてご承認いただき、現在に至っております。本プランの有効期間は、平成 26 年 6 月に開催予定の当社第 98 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終了の時までとなっております。

当社は、平成 26 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会の終了の時をもって、本プランを継続しないことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、平成 20 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、平成 23 年 6 月 29 日開催の当社第 95 回定時株主総会におけるご承認を得て、本プランを更新いたしました。

しかしながら、本プラン導入時とは当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する整備が浸透しており、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの導入目的も一定程度担保されるようになりました。

また、本プランの有無に関らず、新中期経営計画を当社グループ全体で着実に実行していくことが、当社とステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

このような状況を踏まえ、今後の本プランの取扱いについて社内で慎重に検討してまいりましたが、本日開催の取締役会におきまして、本定時株主総会の終了の時をもって、本プランを終了し継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの非継続後も当社株券等の大量買付けが行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、法令及び定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以　上